

# 平成27年度分 町民税・県民税申告について

申告により、平成26年分の町民税・県民税（個人町民税）を算定し、税務関係証明等の資料、医療介護保険料や医療給付費、保育料、その他の公共サービスなどの提供を受ける大切な基礎資料となるものです。

申告の必要な方は、期限内（3月16日）に申告してください。

## \* 申告書を提出しなければならない方

1. 平成27年1月1日現在で町内に居住している方で、平成26年中の1年間に、営業・農業などの事業所得、不動産、配当などの所得のあった方
2. 年末調整を終えた給与所得者や公的年金等受給者でも、その他の所得（地代、家賃、外交員報酬、営業、原稿料、農業など）が20万円以下ある方

（20万円を超える所得があれば、所得税の確定申告が必要です。）

3. 内職による所得のある方は、金額の多少にかかわらず申告してください。
4. 給与所得又は公的年金による雑所得のみの方でも、医療費控除、雑損控除、社会保険料控除、生命[地震]保険料控除などを受ける方、及び被扶養者に異動があった方
5. 給与や年金の支払先が2か所以上あり、基礎控除等を二重に受けている方
6. 収入がなかった方でも、町内に住所がある方の扶養になっていない方

## \* 申告書を提出しなくてもよい方

1. 平成26年分の所得税の確定申告をされる方。
2. 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方。
3. 給与所得のみの方で、勤務先で年末調整を終えており、勤務先から給与支払報告書が町に提出がされている方。
4. 公的年金（支払先が1か所に限る）による雑所得のみの方。

### 申告期間

2月16日（月）から3月16日（月）まで

《受付 午前8時30分から午後5時まで》

※ 休日申告受付日 2月22日（日）

《受付 午前9時から午後4時まで》

町民課 税務係  
電話:78-2292 (直通)